

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	医政局

### I. 医療施設等施設整備費補助金に関する手続

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

##### (1) 補助金の申請及び実績報告

###### ① 補助金の手続概要

- ・ 交付申請書の提出
- ・ 実績報告書の提出
- 1. 医療施設運営費等補助金
- 2. 臨床研修費等補助金
- 3. 医療施設等設備整備費補助金
- 4. 医療施設等施設整備費補助金
- 5. 医療提供体制推進事業費補助金

各補助金とも、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき執行している。（※概要は（参考資料）のとおり）

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

#### **2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

##### (1) 具体的な取組内容

これまでも、様式の電子媒体での提供、電話及びEメールでの照会等への対応、書類の提出は郵送で受け付けるなど、事業者の負担軽減策を図ってきているところであるが、さらなる利便性向上や書類作成時間の短縮化による事業者負担の最小化へ向け、新たに以下の取組を行う。

なお、項目3の2の(3)コスト計測の結果から、補助金申請において様式への入力作業に約9割、都道府県への相談・確認に約1割の時間を要していることが判明したため、様式の見直しに重点を置いてコスト削減に取り組む。

###### ①様式の見直し

申請書及び報告書等について以下の取組を行う

- ・ 各様式について、一部のワープロソフトによる様式を廃止し、全て表計算ソフトに統一することで事業者の利便性向上を図る
- ・ 表計算ソフトの計算式を活用することにより、事業者の入力作業時間の短縮を図る
- ・ 各様式の入力項目の削減（目標5%削減）により、事業者の入力作業時間の短縮を図る

## ②添付資料の見直し

申請書及び報告書について以下の取り組みを行う

- ・「その他参考となるべき資料」として曖昧な表現で参考資料を求めることを廃止し、必要な資料は明記する
- ・同一補助金に関して変更がない限り提出は1回とする（工事設計図、契約書など）
- ・実績報告書に添付する写真の枚数を必要最小限とする
- ・必要性の低い資料は添付を不要とする（委託理由書、建物竣工時の検査済証等）

## ③詳細な記載例の作成

事業者が申請書等の作成方法を分かりやすくするため記載例を作成する。

様式への記載項目数の削減（自動計算を含む）、添付の必要な資料の見直しを行うことにより10%、詳細な記載例を作成することにより10%のコスト削減が見込まれ、全体として20%のコスト削減を図る。

また、取組期間中にメールによる申請書類の提出を含む電子申請利用率を0%から100%とすることも目標とする（デジタルガバメント実行計画に基づいて、2017年度末までに策定される押印見直しに関する方針や、2018年度に計画されている、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」（平成22年8月31日CIO連絡会議決定）の見直しの内容に応じ、目標を見直す可能性もある。目標の達成には各都道府県の協力が必要）。なお、事業主の希望により、電子申請と郵送を併用した場合も電子申請に含むものとする。

なお、ほとんどが間接補助事業であることから、上記コスト削減方策の実施にあたっては、都道府県の理解・協力が必要である。各都道府県に対しては、平成30年3月9日に開催した「全国医政関係主管課長会議」において様式や添付資料見直しへの取り組みを依頼しており、各都道府県協力の下、行政コスト削減を進める方針である。

## (2) 削減に向けたスケジュール

平成29年度中に様式及び添付資料の見直し、記載例の作成を行っており、平成30年度の補助金から適用する。

また、電子申請利用率についても各都道府県に対して取り組みを依頼し、平成30年度から実施していくこととする。

## **3 コスト計測**

### **1. 選定理由**

医療施設等設備整備費補助金

医療施設等施設整備費補助金

医療提供体制推進事業費補助金

各補助金の手続は類似していることから、上記3つの補助金の交付申請を調査対象に選定することにより調査を行う都道府県の負担を抑えつつ、コストの実態を把握するためのデータを得る。

### **2. コスト計測の方法及び時期**

#### (1) コスト計測の方法

都道府県へアンケート様式を配布し、当該補助金を申請する事業者の書類作成に要する時間を調査する。

<コスト計測の項目>

- I. 書類作成及び提出に要する時間コスト
- II. 書類作成の過程で行った都道府県への相談及び内容確認に要する時間コスト

(2) コスト計測の時期

事業者の負担とならないよう交付申請書の提出に合わせて提出を依頼する。(毎年7月頃)

(3) コスト計測の結果

平成29年度については、交付申請書の提出時に実施済み

(1申請あたりの書類作成に要した時間)

	合計	様式への入	都道府県へ
		力作業	の相談・確認
医療施設等設備整備費補助金	2.9時間	2.3時間	0.6時間
医療施設等施設整備費補助金	7.8時間	6.0時間	1.8時間
医療提供体制推進事業費補助金	12.3時間	11.1時間	1.3時間

(事業者からの主な意見)

- ・記載例が欲しい
- ・記入の仕方がわかりにくい
- ・補助額の計算方法がわかりにくい
- ・Excel 様式に計算式を入れて欲しい